

新潟市障がい者就業支援センターの概要

1 目 的

関係機関と連携の下、就職を希望する障がい者の相談から就職後の定着支援まで一貫した支援を行うことで、障がい者の雇用率向上を図る。

2 概 要

- | | |
|----------|---|
| (1) 名 称 | 新潟市障がい者就業支援センター こあサポート |
| (2) 事業開始 | 平成 25 年 10 月 1 日 |
| (3) 場 所 | 新潟市総合福祉会館 1 階福祉総合相談センター内 |
| (4) 運 営 | 委託事業者：社会福祉法人愛宕福祉会 |
| (5) 体 制 | 就業支援員 3 名 |
| (6) 支援対象 | 新潟市内に居住する障がい者児等 |
| (7) 支援内容 | ①就業支援
・ 求職活動に関する助言、指導
・ 就職に向けた職業実習の斡旋
・ 職場定着のための支援
・ 就職先企業に対する助言、指導
②ネットワークの構築
・ 雇用、教育、福祉等の各関係機関との連携体制をコーディネート
③企業開拓
・ 実習先企業、雇用企業の開拓
※生活支援については、相談支援事業所等と連携。 |

3 連 携

- ・ 障がい者就業・生活支援センター、相談支援事業所、ハローワーク、就労移行支援事業所、障害者職業センター、特別支援学校などと連携し、直接的な支援を実施。
- ・ 発達障がい支援センター「JOIN」、地域若者サポートステーションなどと連携し、福祉施設や学校と繋がりのない在宅の障がい者の掘り起こしを行う。

生活保護受給者等就労自立促進事業 実施状況

(新潟市全区・25年9月末現在)

○ 前年度数値は、主な項目で記載。

1 平成25年度新規

(1) 担当CWから支援候補者として意向確認あったもの

計(人)	161	男	94	女	67
------	-----	---	----	---	----

※前年同期＝(計) 111 (男) 68 (女) 43

※前年度計＝(計) 223 (男) 143 (女) 80

(2) 支援候補者選定件数

計(人)	125	男	80	女	45
------	-----	---	----	---	----

※前年同期＝(計) 78 (男) 50 (女) 28

(3) ハローワークへの支援実施要請件数

計(人)	123	男	79	女	44
------	-----	---	----	---	----

※前年同期＝(計) 77 (男) 47 (女) 30

(4) 支援対象者選定件数

計(人)	120	男	77	女	43
------	-----	---	----	---	----

※前年同期＝(計) 64 (男) 45 (女) 19

2 事業実施状況

○ 支援対象者数 (210人) = 平成24年度からの繰越し (90人) + 平成25年度新規 (120人)

(1) 面接・相談件数

新規(件)	計	122	男	75	女	47
再相談(件)	計	217	男	155	女	62
	計	339	男	230	女	109

※前年同期＝(計) 266 (男) 185 (女) 81

(2) 就職件数

紹介就職(件)	計	50	男	35	女	15
自己就職(件)	計	16	男	10	女	6
	計	66	男	45	女	21

※前年同期＝紹介就職(計) 21 (男) 14 (女) 7

自己就職(計) 8 (男) 2 (女) 6

(計) 29 (男) 16 (女) 13 前年度就職件数合計 68人

(3) 支援期間満了

計(人)	33	男	27	女	6
------	----	---	----	---	---

※前年同期＝(計) 15 (男) 14 (女) 1

(4) 事業打ち切り

計(人)	1	男	0	女	1
------	---	---	---	---	---

※前年同期＝(計) 1 (男) 1 (女) 0

(5) 支援期間延長

計(人)	38	男	30	女	8
------	----	---	----	---	---

※前年同期＝(計) 18 (男) 13 (女) 5

(6) 未就労者支援プログラム実施件数

計(人)	30	男	27	女	3
------	----	---	----	---	---

※前年同期＝(計) 14 (男) 10 (女) 4

生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定書

新潟市（以下「甲」という。）と新潟・新津・巻公共職業安定所（以下「乙」という。）は、甲における生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び住宅支援給付受給者、生活保護相談・申請段階の者等（以下「生活保護受給者等」という。）に対する就労支援について、以下のとおり協定を締結する。

1 基本理念

甲及び乙は、生活保護受給者等の就労を促進する観点から、この協定の実施及び改廃に関して、互いに要望することができ、当該出された要望については、互いに誠実に対応するものとする。

2 目的

本協定は、甲と乙との緊密な相互連携と協働に基づく就労支援を実施することにより、甲における生活保護受給者等の就職による経済的自立、住宅手当受給者等の早期再就職の実現を図ることを目的とする。

3 取組内容

(1) 甲と乙とは、生活保護受給者等の就労支援に関して、両者の役割分担と相互の連携・協力の方法を明確にするとともに、生活保護受給者等の就職等に関する目標を定める。

(2) 甲と乙とは、毎年度、(1)の内容を具体的に示す取組実施計画（以下「年度計画」という。）を策定し、生活保護受給者等に対する効果的・効率的な就労支援を行う。

(3) 甲と乙とは、生活保護受給者等に対する就労支援の状況について、相互に情報提供し、共有化することにより、目標の達成に向けて一体的に取り組む。

(4) 甲と乙とは、毎年度、事業実績の把握及び評価を行い、必要な見直しを行う。

4 協定書の見直し

甲又は乙のいずれかから、協定の内容又は年度計画の変更について申し出があったときは、その都度協議のうえ、適切に対応する。

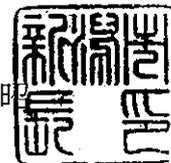
5 その他

この協定及び年度計画に定めのない事項、それぞれに定める事項に関する疑義等について明らかにする必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有する。

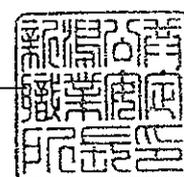
平成25年5月31日

甲 新潟市中央区学校町通1-602-1
新潟市長 篠田



乙 新潟市中央区美咲町1-2-1
新潟美咲合同庁舎2号館

新潟公共職業安定所長 山口 慎



乙 新潟市秋葉区新津本町4-18-8

新津公共職業安定所長 高橋 清和



乙 新潟市西蒲区巻甲4087

巻公共職業安定所長 布施 幹男



新潟市、新潟・新津・巻公共職業安定所 平成25年度 生活保護受給者等就労自立促進事業実施計画

新潟市と新潟・新津・巻公共職業安定所は、両者が平成25年5月31日付けで締結した生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定書の3(2)に基づき、平成25年度の実施計画を以下のとおり策定する。

1. 支援体制に関すること

(1) 新潟市における支援体制について

- ①生活保護（連絡先：025-226-1178）
 - ・就労支援員 4人
 - ・査察指導員
 - ・ケースワーカー
- ②住宅支援給付（連絡先：025-226-1178）
 - ・住宅確保・就労支援員 3人
- ③児童扶養手当（連絡先：025-226-1201）
 - ・母子自立支援プログラム策定員 3人

(2) 公共職業安定所における支援体制について

- ①新潟公共職業安定所（連絡先：025-280-8609）
- ②新津公共職業安定所（連絡先：0250-22-2233）
- ③巻公共職業安定所（連絡先：0256-72-3155）
 - ・就職支援ナビゲーター（就労支援分）10人
 - ・職業紹介窓口
（新潟公共職業安定所は専門援助部門）
（新津・巻公共職業安定所は職業紹介部門）

2. 支援対象者毎の就労支援の役割分担、連携・協力の方法、就労に関する目標等

新潟市は、支援対象者の状況を総合的に把握し、新潟・新津・巻公共職業安定所への適切な誘導、就労意欲の喚起、その他必要な支援等を行う。新潟・新津・巻公共職業安定所は、対象者にふさわしい求人情報の提供、職業紹介、職業訓練のあっせん、求人開拓、担当制による指導等のチーム支援を適切に実施し、必要に応じて就労後のフォローアップを実施するほか、新潟市の要請に基づき巡回相談等を行う。

なお、稼働能力のある生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び住宅支援給付者等が職業訓練を受講することができるよう、公的職業訓練の対象者枠の拡充及び訓練メニューの充実に配慮するとともに、職業訓練の積極的な活用を図る。

(1) 生活保護受給者の就労支援

支援対象者の態様	支援の内容	役割分担・連携方法	目 標(計 画)	
			支援対象者数	就職者数等
①就労能力・就労意欲を一定程度有し、就労による自立の可能性が見込める方	新潟市と新潟・新津・巻公共職業安定所によるチーム支援の対象とし、支援プランを策定したうえで、就職支援ナビゲーター等による支援を行い、早期就職を実現する。 また、対象者の状況に応じて、両者連携のうえ、求人情報の提供や一般的な職業紹介等による支援の対象とする。	(新潟市) ・チーム支援への参加 ・受給者に対する求人情報の提供 ・安定所の職業相談への同行 ・自立支援プログラム等の実施(就労支援プログラム、意欲喚起プログラム等) (新潟・新津・巻公共職業安定所) ・チーム支援への参加 ・支援メニューの実施(職業準備プログラムの実施、トライアル雇用の活用、公的職業訓練の実施等) ・新潟市に対する求人情報の提供 ・職業相談、職業紹介 ・就労後のフォローアップ ・新潟市各区福祉事務所への巡回相談 北區 毎月第4金曜日 中央區 毎週火、木曜日 江南區 毎月第2金曜日 秋葉區 適宜 南区 毎月第2、4火曜日 西区 毎週水曜日 西蒲區 適宜	・全体数 342人 ・各區の支援対象者数 北區 25人 東區 96人 中央區 85人 江南區 26人 秋葉區 22人 南区 15人 西区 59人 西蒲區 14人	・就職者数 150人 ・就職率 43.9% ・各區の就職者数(内訳) 北區 11人 東區 44人 中央區 36人 江南區 12人 秋葉區 7人 南区 5人 西区 26人 西蒲區 9人 ・生活保護からの自立者数90人 (就職者数の60%)

※支援対象者の態様によらず、地方自治体は対象者の状況把握、公共職業安定所は職業訓練のあっせん、求人開拓等を行うこと。

(2) 児童扶養手当受給者の就労支援

支援対象者の態様	支援の内容	役割分担・連携方法	目 標(計 画)	
			支援対象者数	就職者数等
①就労能力・就労意欲を一定程度有し、就労による自立の可能性が見込める方	新潟市と新潟・新津・巻公共職業安定所によるチーム支援の対象とし、支援プランを策定したうえで、就職支援ナビゲーター等による支援を行い、早期就職を実現する。 また、対象者の状況に応じて、両者連携のうえ、求人情報の提供や一般的な職業紹介等による支援の対象とする。	(新潟市) ・チーム支援への参加 ・受給者に対する求人情報の提供 ・安定所の職業相談への同行 ・自立支援プログラムの実施 (新潟・新津・巻公共職業安定所) ・チーム支援への参加 ・支援メニューの実施(職業準備プログラムの実施、トライアル雇用の活用、公的職業訓練の実施等) ・新潟市に対する求人情報の提供 ・職業相談、職業紹介 ・就労後のフォローアップ ・新潟市各区福祉事務所への巡回相談 (1)に同じ	・全体数 109人	・就職者数 92人 ・就職率 84.4%

※支援対象者の態様によらず、地方自治体は対象者の状況把握、公共職業安定所は職業訓練のあっせん、求人開拓等を行うこと。

(3) 住宅支援給付受給者等の就労支援

支援対象者の態様	支援の内容	役割分担・連携方法	目 標(計 画)	
			支援対象者数	就職者数等
①就労能力・就労意欲を一定程度有し、就労による自立の可能性が見込める方	新潟市と新潟・新津・巻公共職業安定所によるチーム支援の対象とし、支援プランを策定したうえで、就職支援ナビゲーター等による支援を行い、早期就職を実現する。 また、対象者の状況に応じて、両者連携のうえ、求人情報の提供や一般的な職業紹介等による支援の対象とする。	(新潟市) ・チーム支援への参加 ・受給者に対する求人情報の提供 ・安定所の職業相談への連絡、誘導、同行 (新潟・新津・巻公共職業安定所) ・チーム支援への参加 ・支援メニューの実施(職業準備プログラムの実施、公的職業訓練の実施等) ・新潟市に対する求人情報の提供 ・職業相談、職業紹介 ・就労後のフォローアップ ・新潟市各区福祉事務所への巡回相談 (1)に同じ	・全体数 65人	・就職者数 31人 ・就職率 47.7%

※支援対象者の態様によらず、地方自治体は対象者の状況把握、公共職業安定所は職業訓練のあっせん、求人開拓等を行うこと。

(4)生活保護相談・申請段階の者等の就労支援

支援対象者の態様	支援の内容	役割分担・連携方法	目標(計画)	
			支援対象者数	就職者数等
①就労能力・就労意欲を一定程度有し、就労による自立の可能性が見込める方	新潟市から新潟・新津・巻公共職業安定所へ誘導し、同安定所において支援対象者とし、支援プランを策定したうえで、就職支援ナビゲーター等による支援を行い、早期就職を実現する。 また、対象者の状況に応じて、両者連携のうえ、求人情報の提供や一般的な職業紹介等による支援の対象とする。	(新潟市) ・安定所の職業相談への連絡・誘導、同行 (新潟・新津・巻公共職業安定所) ・支援メニューの実施(職業準備プログラムの実施、公的職業訓練の実施等) ・新潟市に対する求人情報の提供 ・職業相談、職業紹介 ・就労後のフォローアップ ・新潟市の各区福祉事務所への巡回相談(1)に同じ	全体数 41人	・就職者数 20人 ・就職率 48.8%

(5)その他(重点要支援者、総合支援資金貸付利用者等)の就労支援

支援対象者の態様	支援の内容	役割分担・連携方法	目標(計画)	
			支援対象者数	就職者数等
①就労能力・就労意欲を一定程度有し、就労による自立の可能性が見込める方	新潟市から新潟・新津・巻公共職業安定所へ連絡し、同安定所において支援対象者とし、支援プランを策定したうえで、就職支援ナビゲーター等による支援を行い、早期就職を実現する。 また、対象者の状況に応じて、両者連携のうえ、求人情報の提供や一般的な職業紹介等による支援の対象とする。	(新潟市) ・安定所の職業相談への連絡・誘導、同行 (新潟・新津・巻公共職業安定所) ・支援メニューの実施(職業準備プログラムの実施、公的職業訓練の実施等) ・新潟市に対する求人情報の提供 ・職業相談、職業紹介 ・就労後のフォローアップ ・新潟市の各区福祉事務所への巡回相談(1)に同じ	全体数 19人	・就職者数 10人 ・就職率 52.6%

3. 就職意欲の喚起、職業能力の開発・向上のための支援策

- (1)就労に対する不安や悩みの解消を図るカウンセリングの実施
- (2)就労による収入増加のモデルケースの提供
- (3)自立したケースの紹介、生活設計等アドバイスの実施
- (4)就職活動前準備事業の実施
- (5)公共職業訓練及び求職者支援訓練への受講あつせん

訓練の内容

●eラーニングと集合研修による訓練を行っています。
(eラーニングとは、インターネットとパソコンを利用して自宅で訓練を受けることができるシステムです)

基礎コース 平成25年2月～4月(3ヶ月)

- 集合研修 月2回×3時間＝6時間 ●eラーニング 月48時間
- パソコンの基礎操作(表計算・文書作成ソフトの利用等) ●インターネットの設定 ●ホームページの作成
- ビジネスマナー ●セキュリティの知識

応用コース 平成25年5月～8月(4ヶ月)

- 集合研修 月1回×3時間＝3時間 ●eラーニング 月25時間
- オフィスソフト ●マイクロソフトオフィスの表計算・文書作成ソフトなどの基礎を習得
- データ入力 ●データ入力の代行業務やアンケート集計作業などの基礎を習得
- コンテンツ作成 ●ホームページのコンテンツ作成など、IT技術や知識の習得

※集合研修は、在宅就業支援センター「KADOにいがた」新潟市中央区米山2-4-1 本山第3ビル内で実施します。
※応用コースでは、訓練の他に学んだことを活かして実際に在宅でお仕事もしていただきます。

訓練期間中のサポート

- 基礎コースは、グループ毎に分かれて専任の担当者が受講生をサポートします。
- 専門コースは、コース毎に分かれて専門の講師が受講生をサポートします。
- 訓練期間中は、本事業において不安に思うこと、困ったことのほか、仕事と家庭の両立についてなど、専門スタッフがご相談に応じます。
- 訓練期間中に使用するパソコンのインターネット回線の敷設、パソコンの貸出は無償です。
- 訓練期間中に行う集合研修は、無料の保育サービスをご利用いただけます。

お問い合わせ

<http://www.kadoniigata.jp>

※申込みメールフォームあり(問合せも可能)

12月6日までに説明会の参加申し込みを
ホームページまたは電話にてお願いいたします。

※電話の受付は連続が予想されますので、ホームページからのお申込みをご推奨します。

☎025-246-5575 (月～金 10時～17時)

tkadon@kadoniigata.com ※メールでの問合せ先

在宅就業支援センター「KADOにいがた」事務局

新潟市ひとり親家庭等在宅就業支援事業受託事業者

詳しい内容は下記ホームページからも確認いただけます。携帯、スマートフォンからも閲覧可能です。
研修内容や在宅ワークに関する様々な情報を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

ホームページ <http://www.kadoniigata.jp>

新潟市が「仕事」と「子育て」の

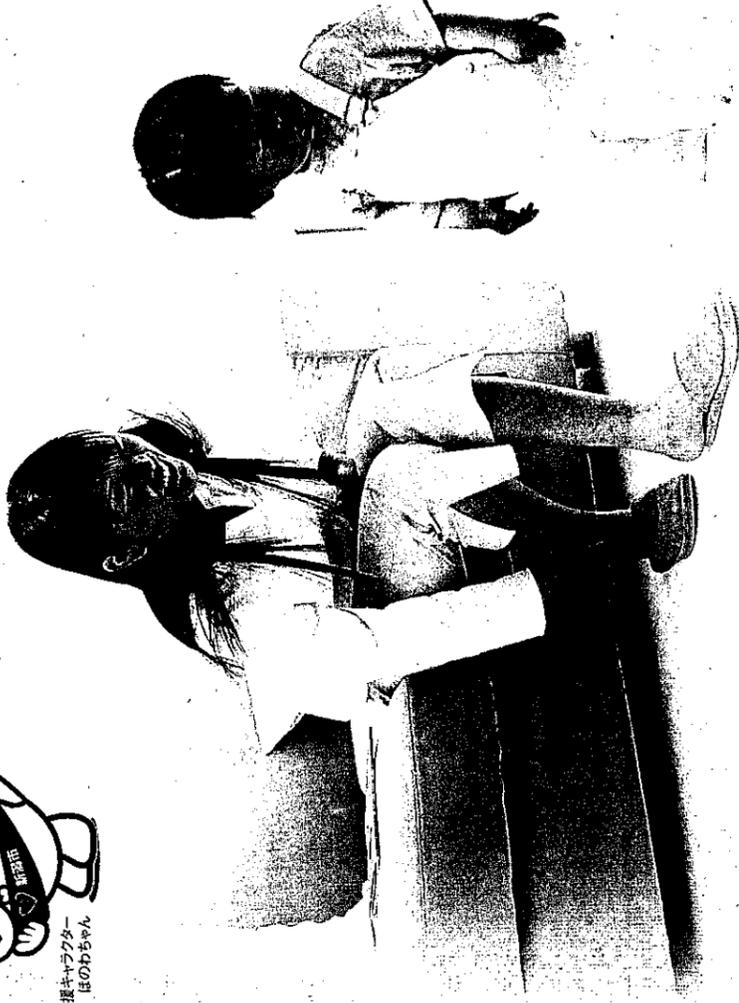
両立による充実した生活を支援します

第2期

受講生募集



新潟市子育て応援キャラクター
ほのわちゃん



5つのメリット 無料でサービス提供

① パソコンの貸し出し

② インターネット回線の敷設

③ 訓練中の訓練手当支給

④ eラーニングでの在宅訓練

⑤ お仕事の紹介

新潟市ひとり親家庭等在宅就業支援事業

KADOにいがた

在宅でキャリア・アップし、 安心して子育てをしながら 充実した仕事ができるよう にしませんか？

新潟市では、ひとり親家庭の不安軽減や自立支援に向けた様々な取り組みを行ってきました。今回、その中のひとつとして、ひとり親家庭の将来設計の充実、生活上、経済的な自立の支援を目的として、家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である在宅就業を促進するため、その支援を行います。在宅によるIT就業を希望される市内在住のひとり親家庭の母親・父親・寡婦の方に対して、パソコンとインターネット接続機器の貸し出し、および、訓練手当を支給し、在宅就業で必要になるIT知識と技術の習得訓練を無償で実施します。

● 説明会実施期間

平成24年 12月7日、8日、9日

● 訓練期間

平成25年 2月～平成25年 8月

● 応募資格

新潟市内在住のひとり親家庭等の母親及び父親、及び寡婦
※ひとり親家庭とは、次のいずれかに該当する方で現に婚姻(婚姻の届出をされていない)でも、専業主婦
・ 配偶者が死亡した方
・ 配偶者が1年以上法令上の拘禁されている方
・ 配偶者が精神または身体の不調により働けない方
・ 婚姻により母(父)となった方

※養育費が滞りつつある母子家庭の母であって、現在も配偶者のいない方

・ 配偶者が死亡した方
・ 配偶者と離婚した方
・ 配偶者の生死が不明な方

・ 配偶者が滞りつつある方
・ 配偶者が1年以上法令上の拘禁されている方

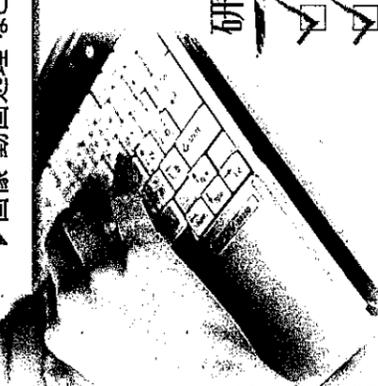
・ 配偶者が精神または身体の不調により働けない方

・ 婚姻により母(父)となった方

● 募集人数: 50名

研修内容

- ▶ ビジネスマナー
- ▶ マイクソフトオフィス基礎
- ▶ ホームページ作成
- ▶ データ入力手法
- ▶ 画像・動画処理 など



1期より期間が短縮しています

研修を受けると

- 研修手当支給
 - ▶ 基礎訓練期間(3ヶ月) 月54時間以上の訓練で月5万円
 - ▶ 応用訓練期間(4ヶ月) 月28時間以上の訓練で月2万5千円



研修期間終了後は...

- ✓ 在宅でお仕事ができます。
- ✓ ITに関する業務のあっせんをします。
- ✓ 研修で習得したスキルや資格を活かした、仕事の選択の幅が広がります。

- ▶ 研修用パソコンの設置、貸し出し
- ▶ 研修時間中の保育
- ▶ 生活、法律、健康などの相談

お気軽に説明会にご参加ください

在宅就業のことや、訓練プログラムの内容などを説明します。応募をご希望の方は、事前にホームページまたは電話でお申し込みの上、必ずご参加ください。(必須)

日程	時間帯	会場(予定)
①平成24年12月7日(金)	10:00~11:00 15:00~16:00	在宅就業支援センター
②平成24年12月8日(土)	11:00~12:00 16:00~17:00	
③平成24年12月9日(日)	13:00~14:00 18:00~19:00	
	14:00~15:00 19:00~20:00	

※各回とも同じ内容になります。1コマの説明時間は約40分程度です。申込多数の場合に人数調整のため、会場及び日時を指定させて頂く場合がございます。
※保育スペースあり(無料でご利用いただけます)事前に予約が必要です。

受講生決定までのスケジュール

平成24年 12月7日、8日、9日 いずれか1日

説明会開催

- ご本人様にご参加ください。
- 当日お持ちいただく書類はございません。

● 指定の提出期限までに以下の書類を返信用封筒にある送付先までご郵送ください。

- ①「受講申込書」
- ②「課題作文」
- ③ 応募資格を確認できる下記のア～ウの何れか1点

ア.児童扶養手当証書のコピー
イ.ひとり親家庭等医療費受給者証のコピー
ウ.3ヶ月以内に発行された受講希望者と対象児童の戸籍謄本及び住民票の写し(原本)
(外国人の場合は、戸籍謄本及び住民票の写しに加えて、ひとり親等であることを証明できる書類及び登記原簿記載事項証明書)

※ア～イをお持ちでない方はウをご郵送ください。
※説明会に参加できない場合は、次項の「お問い合わせ」の電話番号へお問い合わせください。

受講申込

指定の提出期限まで
郵送(消印有効)

面接試験

平成24年 12月26日、27日、28日 いずれか1日

選考・受講生決定通知

平成25年 1月10日郵送(予定)

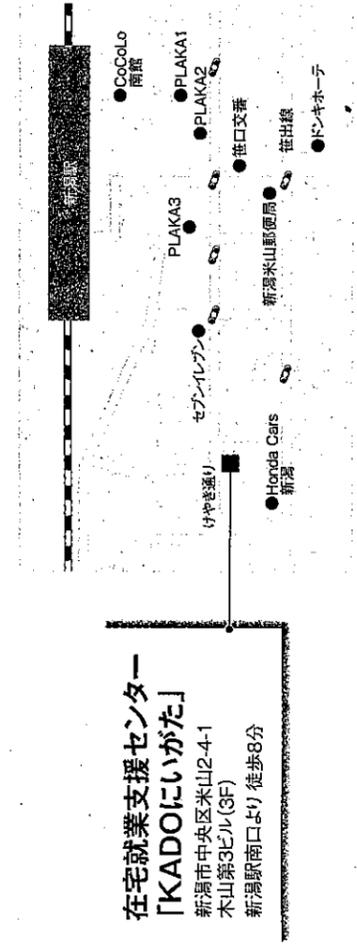
初回オリエンテーション

平成25年 2月1日 または 2日(予定)

- 面接と簡単な適性検査、アンケートを実施します。
- ご応募いただいた方の中から選考の上、電話にて面接試験の日程等をご連絡させていただきます。
- ※面接は、ご都合に合わせて時間調整をいたします。
- 書類と面接等により総合的に判断し、選考します。
- 選考結果は、応募者全員に郵送で通知します。
- 受講決定者には、初回オリエンテーションのご案内を同封します。
- 訓練手当支給手続きやパソコンの貸出し、セットアップ、研修に向けての心構えなどを中心に行います。

説明会会場へのアクセス

注)駐車場はございませんので、お車でお越しの方は、民間の駐車場をご利用下さい。



在宅就業支援センター
「KADOにいがた」
新潟市中央区米山2-4-1
木山第3ビル(3F)
新潟駅南口より 徒歩8分